

指定校変更及び区域外就学の許可基準

R1.7.1 変更

根拠法令	指定校変更・・・学校教育法施行令第8条	区域外就学・・・学校教育法施行令第9条		
許 可 基 準		必要書類等		
地理的理由	指定校までの通学距離(直線距離)が、小学校で1km、中学校で1..5km以上ある場合	地図等で位置関係を確認		
身体的理由	身体的障害のため、希望校への就学が適当と認められる場合	事情聴取により判断		
	特別支援学級に通級するため、その通級学級が設置されている学校へ入学を希望する場合	就学相談担当に確認		
いじめ・ 不登校等 教育的配慮	いじめ、不登校等のため、指定校以外の学校への入学・転校を希望する場合 なお、申請があった場合は、事実関係を確認の上、学務課・指導室・学校間で協議・検討し必要と認められる場合のみ許可する。	校長の意見書、詳細な経過書		
	指定校変更又は区域外就学を認められている児童(小学生)が性格、精神的状況から同級生と同じ中学校への入学を希望する場合。ただし在籍小学校を母体校とする中学校に限る。	校長の意見書		
	性格、精神的状況から、転校することが本人にとって大きな負担になると認められる場合。	校長の意見書(区域外就学のみ) 豊田区内転居者は、学校からの学区外通学の承諾の回答書をもって認め、保護者からの指定校変更願提出は省略する。		
家庭の 事情	共働きのため、児童(小学生)が保護者の勤務先、又は保護者の実家等に下校するので、その下校先の近くの小学校へ入学を希望する場合。 預け先の通学区域小学校への変更を原則とする。	・保護者の勤務証明書(自営業の場合は、店舗所有証明書や営業許可書等) 勤務先へ下校する場合、勤務証明書中に勤務先で児童を預かる旨を記載してもらう。 ・実家等からの児童を預かる旨の証明書		
	事情により指定校から離れた学童クラブを利用するため、その近くの小学校へ入学を希望する場合 学童クラブの所在地の通学区域小学校への変更を原則とする。	学童クラブ利用承認通知書		
調整区域	住所地在調整区域に該当している場合	平成26年4月以降の入学者から適用する。		
	該 当 住 所		指 定 校	変 更 可 能 校
	向島五丁目 48～50 番		第一寺島小	言 問 小
	京島二丁目 14・15・20～27 番 文花三丁目 1 番		第四吾嬬小	押 上 小
	八広四丁目 48～51 番 八広六丁目 53～59 番 東豊田全域(一丁目1・2番、3番1～3番、4～9番を除く)		八 広 小	第三吾嬬小 中 川 小
	東豊田一丁目 1・2 番、3 番 1～3 番、4～9 番		中 川 小	第三吾嬬小、八広小
その他	転居予定のため、あらかじめ転入先の通学区域校へ入学を希望する場合。ただし、入学から9箇月以内に転居する場合のみ。	家の売買(賃貸)契約書(所在地・入居可能日が確認できるもの)		
	兄弟姉妹が学校選択や指定校変更(区域外就学)許可により通学している学校への入学を希望する場合(すでに先に入学している兄弟姉妹の在学学校へ変更を原則とする。)	学齢簿で兄弟姉妹の在学を確認 区域外就学は校長の意見書		
	転居により学区が変わったが、一定の期間だけ元の学校に在学を希望する場合。 ・最終学年の前学年最終学期以降に転居 卒業まで許可 ・上記以前に転居 学期末または学年末まで許可	校長の意見書は不要 校長が承諾しているかどうかを保護者又は学校に口頭で確認の上受付		
	一人親家庭等で、転校による経済的負担が大きいと認められる場合	事情聴取をして判断		
	事情があって学区外に住民登録があるが、実際は学区内に居住している場合	実際の居住地を確認できる書類		
	児童又は保護者が外国籍で、会話や日本語の理解力に不安があるため、言葉の面で援助が得られる環境がある学校への入学を希望する場合	事情聴取をして判断		